

インボイス制度について

皆様はインボイス制度についてどのくらい準備をされていますか？

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方法としてインボイス制度が導入されます。インボイスを発行できるのは「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出して登録を受ける必要があります。インボイス制度は日々の業務で関係していきますので、会社の経理担当の方は今から準備されることをお勧めします。

「仕入税額控除」という用語を理解する必要があります

消費税の目的は消費活動に注目した税金の課税方法で、所得課税や財産課税とは異なり「人」の活動に伴う消費に対して課税される税金です。しかし、我々一人ひとりの消費行動について都度に税務署に消費税を納めるのは不可能です。そのため消費税の納税義務者は、消費者が最終的に消費をするよりも前の段階（販売者）でまとめて納付する方式をとります。つまり、我々国民はお店に対して消費税を預けて、お店は国民に代わって預かった消費税を納付するのです。

材料を仕入れて加工して小売業者に販売するようなBtoBの取引では、材料を仕入れるために消費税を負担する（預ける）こととなります。この場合にこの小売業者が国に納付する消費税は預かった消費税から預けた消費税を差し引いた（控除した）金額を納付することとなります。この計算の仕組みを仕入税額控除といいます。

仕入税額控除の要件が変わる！

仕入税額控除を使った事業者は、納付する税金が減ることとなります。そのため事業者は架空の仕入れではないことを証明するため帳簿の記録が義務となります。さらにインボイス制度が始まると、新たに適格請求書を保存することが義務付けられます。適格請求書とは「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、税務署長の登録を受けた登録番号が記載されている必要があります。つまり仕入税額控除の適用を受けようとする事業者は、事前に税務署に登録して登録番号の発行を受けている事業者（売手）から、その番号が記載された請求書を受け取らなければならないのです。登録申請書の提出は令和3年10月1日から行うことができるようになりますので、これからインボイス制度を浸透させるための政府広告を目にする機会も増えるかもしれません。

免税事業者の登録手続き

適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは消費税の課税事業者に限られます。そのため消費税の免税事業者が適格請求書発行事業者になるためには課税事業者届出書を提出して課税事業者になる必要があります。

現行では基準期間の税抜売上高が1,000万円以下である事業者は消費税の免税事業者になっています。これは事業規模が小さいことをふまえて、消費税の事務負担を軽減するために設けられた線引制度として広く受け入れられています。しかしインボイス制度の導入により、事業規模が小さい場合であっても取引相手が仕入税額控除を行うことができるようにするために適格請求書発行事業者の登録を受ける必要が生じます。インボイス制度の導入は事業規模の小さい事業者にも消費税を負担する裾野が広がったといえます。